

令和5年度「高齢者応援団体に対する助成活動」 募集要項

1. 活動の目的

生命保険協会鳥取県協会は、社会公共の福祉増進に努めるとともに、県民の生活の安定に貢献したいと考えております。

本助成活動はその一環として、地域社会において、高齢者を対象にした健康管理・増進、自立支援、生きがいづくり等の活動に取り組んでいる民間非営利の団体、ボランティアグループ、特定非営利活動法人(NPO 法人)等(以下「団体」という)に対し、資金の助成を行うことで、高齢者が健やかで心豊かに生活できる地域社会の環境整備に寄与し、地域福祉の一層の推進を図るものです。

尚、本助成活動は、社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会様にご協力いただいております。

2. 助成対象となる団体

鳥取県において、高齢者を対象にした健康管理・増進、自立支援、生きがいづくり等の活動を行っている、下記の要件をすべて満たす団体とします。

- (1) 助成申請時点で1年以上の活動実績を有し、少なくとも月1回以上の定例活動日を定め継続して運営していること
- (2) 団体の設立趣旨や活動内容が特定の政党(政治団体)、宗教等に偏っていないこと

※法人格を有する団体は特定非営利活動法人(NPO 法人)、一般社団法人および一般財団法人のみ対象とします。

3. 助成対象となる活動

(1) 助成対象団体が行き、次の要件をすべて満たす活動とします。

- ① 高齢者を対象にした健康管理・増進、自立支援、生きがいづくり等を行う活動
- ② 構成員だけでなく、地域の高齢者等の参加が可能な活動
- ③ 日本国内で行う活動

※なお、申請いただく活動は、従来から継続している活動(継続活動)、従来から継続している活動を発展させて行う活動(発展活動)、新たに開始する活動(新規活動)のいずれでも構いません。

◆対象となる活動の具体例

- ① 身体向上活動(虚弱化予防のための健康体操やウォーキング等)
- ② 自立支援活動(外出支援による閉じこもり防止対策、配食による栄養改善等)
- ③ 生きがいづくり活動(趣味活動等を通じた心身の健康確保等)
- ④ 交流活動(交流サロンでの同世代・他世代とのコミュニケーションによる心身の健康確保等)
- ⑤ 情報提供活動(高齢者向けの健康管理・増進に役立つ情報誌の発行等)
- ⑥ 支援者養成活動(認知症サポーターの育成等)
- ⑦ その他、高齢者の健康管理・増進、自立支援、生きがいづくり等をするうえで、効果的と認められる活動

(2) 下記のような活動は対象となりません。

- ① 構成員のみによるもっぱら自分たちの楽しみを目的として行う活動
- ② 日常活動の促進等の発展性が考慮されていない一過性の活動(1回限り開催のイベント等)
- ③ 営利を目的とする活動
- ④ 調査研究活動(学術的なもの)
- ⑤ 地方公共団体等の委託を受けて行っている活動
- ⑥ 特定の個人または団体の利益のみに寄与する活動
- ⑦ その他、健康増進等とは異なる目的の活動(高齢者の就労支援、市民後見人の育成に関する活動等)

4. 助成金額

助成総額 15 万円 (* 該当団体複数の場合は該当団体助成金合計 15 万円)

5. 助成金の活用期間

令和5年7月～令和6年3月末

6. 助成対象となる経費

助成対象となる経費は、助成対象活動に直接必要となる経費で、かつ、助成対象期間中に経費支出が完了するものに限ります。経費詳細について不明な場合は、お問い合わせください。

項目(一部)	対象	対象外
物品購入費	・活動に直接必要な物品購入費 ・文房具等消耗品	・活動終了後、個人の所有物になる物品購入費 ・会議等の飲食経費
謝礼費	・外部講師、外部協力者への謝礼	・団体構成員により担当制等で講師を行った際の謝礼(換金性の高い商品券、クオカード、図書券等を含む)
会場費	・交流会や勉強会等の会場費	・個人宅を会場として利用した場合における謝礼としての会場費
旅費交通費	・講師交通費実費 ・活動に必要な場合、団体員以外の支援者の交通費実費	・公共交通機関(実費)以外の交通費、ガソリン代 ・視察・研修費 ・団体構成員に対する交通費
印刷製本費	・チラシや情報誌等の印刷費 (紙代、コピー代、インク代、写真印刷代等)	・個人所有のプリンター利用に対する謝礼、利用料 ・申請活動と関係のない情報を掲載したチラシや情報誌の印刷費
その他		・団体の経常的な運営経費 ・その他、選考委員により認められなかった費用

7. 申込受付期間・方法

(1) 申込受付期間

令和5年7月3日(月)～8月21日(月) <当日消印有効>

(2) 申込先

生命保険協会鳥取県協会

〒680-0822 鳥取県鳥取市今町2-251 日本生命鳥取駅前ビル5階

電話 0857-24-3523 FAX 0857-24-7968

Eメール tottoriken@seiho.or.jp

(3) 申込方法

所定の「助成申請書」に必要事項を記入し、**郵便**でご送付ください。

※持参、FAX・電子メールによる送付は受け付けられません。

◆必須添付書類(いずれも書式は問いません。コピーも可)

- イ) 会則または団体の規約(団体の規則(取決め)が分かるもの)
- ロ) 令和4年度の活動報告書及び決算報告書(令和4年度の活動状況・収支決算が分かるもの)
- ハ) 令和5年度の活動計画書及び収支予算書(令和5年度の活動計画・収支予算が分かるもの)
- ニ) 団体の活動状況等が分かる資料(団体のパンフレット・会報、新聞・行政等広報誌等による紹介記事。CD-ROM等の添付はご遠慮ください)

※添付書類がない場合、選考の対象外となる場合があります。

※ご提出いただいた助成申請書、添付書類は、助成の有無にかかわらず返却できませんので、予めご了承願います。なお、選考に際して、当会から照会することもありますので、助成申請書等の写しを必ずお手元に保管してください。

(4) 助成申請書の入手方法

生命保険協会一般社団法人ホームページまたは社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会ホームページからダウンロードできます。

なお、ダウンロードできない場合には、郵便番号・住所、団体名、担当者名、電話番号、FAX 番号をご記入のうえ、FAX(またはハガキ)で「助成申請書の請求・お問い合わせ先」までご請求ください。

(5) 申請にあたっての留意事項

- ① 「助成申請書」作成にあたっては、本「募集要項」の助成対象となる団体種類、活動、経費等の要件等についてご確認いただいたうえで、ご記入ください。
- ② 申請後、代表者や連絡責任者、連絡先等が変更になった場合、やむを得ず申請を取り下げる場合には、速やかにご連絡ください。
- ③ 当会の資金助成にもとづき実施する活動について作成する印刷物等には、原則として「生命保険協会鳥取県協会の助成を受けた活動である」旨を明示していただきます。
- ④ 申請内容に虚偽があることが判明した場合等には、助成決定を取り消すことがあります。

(6) その他

ご提出いただいた助成申請書に記載されている個人情報、当会の「高齢者応援団体に対する助成活動」及び社会貢献活動に関するご連絡以外の目的には利用いたしません。

8. 助成対象団体等の選考

(1) 選考方法

- ① 助成対象団体は、生命保険協会鳥取県協会および鳥取県社会福祉協議会にて、下記の選考基準にもとづき協議いたします。それをもとに生命保険協会鳥取県協会にて選考決定いたします。

◆ 選考基準

- イ) 必要性: 高齢者のニーズや地域社会の高齢者環境に照らして必要性が高いこと
- ロ) 実現性: 計画の意図や内容がよく構想されており、実現できる可能性が高いこと
- ハ) 発展性: 活動の継続・発展ないし持続的効果・波及効果が期待されること
- ニ) 先進性: 新しい要素が含まれ、直接・間接に高齢者支援の充実・向上に資すること
- ホ) 費用の合理性: 活動内容と費用(資金使途)のバランスが適正なこと

- ② 助成対象団体への助成金交付額は、助成申請書記載の「助成希望額」と、助成申請活動の内容にもとづいて審査します。助成希望額が活動内容等に照らし不相応であると判断される場合等には、助成金額を減額する場合があります。

※ 必要に応じてさらに詳しい書類の提出をお願いする場合、電話または訪問のうえ助成申請活動の内容等について確認させていただく場合があります。

(2) 選考結果の通知・公表

- ① 選考結果は令和5年10月(予定)、助成の有無に関係なくすべての申請団体に直接書面にてご通知いたします。

※ 選考過程に関するお問い合わせには、一切応じかねますので予めご了承ください。

- ② 助成対象となった場合は、団体名、助成金額、活動内容等をマスコミ・当協会 HP 等に公表させていただきます。
- ③ 助成対象とならない場合でも、助成申請の事実および申請内容について、公表する場合があります。

(3) 助成決定通知書授与式(交流会)等への出席

- ① 助成決定時、鳥取県協会において「助成決定通知書授与式」等を開催する場合がございます。なお、授与式等では、助成対象となった活動等についてご紹介いただくこともございますので、その際はご協力のほどよろしくお願いいたします。

- ② 授与式等には、当会関係者以外に、地元マスコミ等が同席し、取材する場合がありますので、予めご了承ください。

9. 助成金の交付

助成決定後、当会による所定の手続きが完了した後、助成金を交付します。
(時期は令和5年11月を予定)

10. 活動実施報告書等の提出

- (1) 助成対象期間(令和5年7月～令和6年3月末)終了後1ヶ月以内(令和6年4月末まで)に下記書類をご提出ください。

- ① 活動実施報告書(所定のフォーマット有)
- ② 助成金使途報告書(領収書等のコピー添付、所定のフォーマット有)
- ③ 助成活動の実施状況のわかる資料(印刷物、写真、紹介記事等)

※必要に応じて訪問のうえ、活動状況等について確認させていただく場合があります。

- (2) 助成活動が他団体等の参考となるよう、活動終了後にご提出いただく活動実施報告書等にもとづき、各助成対象団体の活動内容を当会ホームページ等にて紹介させていただく場合があります。

11. 助成金の返還

次のような場合には、助成金の全額または一部を返還していただく場合がありますので、ご承知おきください。

- ・申請内容に虚偽があることが判明したとき
- ・助成金を助成対象活動または助成対象経費以外に使用したとき
- ・活動の実施・継続が困難と当会が判断したとき
- ・正当な理由なしに活動実施報告書等が所定期限に提出されないとき
- ・助成対象活動を中止ないし不当に変更・縮小したり、または所定期間内に完了できなかったとき
- ・助成活動に要した支出合計額が、当会の助成決定金額(他団体からも同一活動に対する助成金がある場合はその総合計金額)を下回るとき 等

◇ご参考◇実施スケジュール(予定)

- ・ 募集期間……………令和5年7月3日(月)～8月21日(月) * 消印有効
- ・ 選考期間……………令和5年9月
- ・ 助成対象団体決定……………令和5年9月下旬
- ・ 助成金決定通知書授与(式)・令和5年10月～11月 <予定>
- ・ 助成金交付……………令和5年11月
- ・ 助成対象期間……………令和5年7月～令和6年3月末
- ・ 活動実施報告書等の提出…令和6年4月末

《助成申請書の請求・お問い合わせ先・申請書送付先》

生命保険協会鳥取県協会（担当；板垣）

〒680-0822 鳥取県鳥取市今町2-251 日本生命鳥取駅前ビル5階

電話 0857-24-3523 FAX 0857-24-7968

Eメール tottoriken@seiho.or.jp